

毎週火、金曜日発行（但休日になると、翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 土地改良区の定款変更の認可
保安林の指定の解除
土地改良区の定款変更の認可
土地改良事業の認可

告示

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、国信土地改良区の定款変更を、
昭和三十八年二月二十一日認可した。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四ノ四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
展望台及びリゾート敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、湖山村瀬土地改良区の定款変更

を、昭和三十八年二月二十五日認可した。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、四ヶ堰土地改良区の定款変更を、昭和三十八年二月二十五日認可した。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十五号

湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（客土）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年二月二十五日認可した。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十六号

北条砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（暗渠排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年二月二十五日認可した。

昭和三十八年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年二月二十五日 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 一部月極二五〇円（送料共）